

重大な消防法令違反対象物を ウェブサイトに公表します。

公表制度とは

建物を利用する方が、建物の危険性に関する情報を入手し、利用する際に判断ができるよう、消防機関が立入検査で**重大な**消防法令違反を確認した場合、その建物の名称や所在地、違反内容等をウェブサイトで公表する制度です。

● 公表対象となる建物は

飲食店・百貨店など不特定多数の方が利用する建物や
病院・福祉施設など1人で避難することが困難な方が利用する建物です。

● 公表対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備（**屋内消火栓設備・スプリンクラー設備**又は**自動火災報知設備**）が設置されていない**重大な**消防法令違反です。

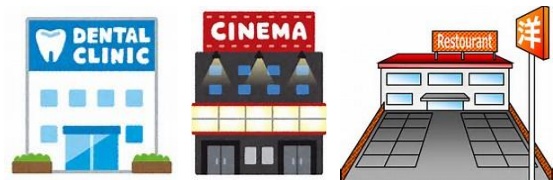


● 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日の翌日から14日が経過してもなお、違反が認められる場合に公表します。
※公表は、違反が是正されるまでの間継続します。

● 公表の内容は

- ① 建物の名称、所在地
- ② 違反の内容



● 公表の方法は

一宮市消防本部のウェブサイトへ掲載します。

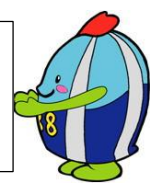
防火対象物の関係者の皆様へ

次のような場合、重大な消防法令違反になる場合があります。事前に消防本部予防課まで、ご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 物品販売店、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- 窓などの開口部をふさぐ場合



平成**30**年**4**月**1**日 公表開始



違反公表制度のお問合せは 一宮市消防本部予防課査察担当
TEL: 0586-72-1243